

第58回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和4年1月7日(金) 17:00~17:14

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第58回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。本日の手話通訳者は、障害福祉課 山上美紀さんです。

はじめに、危機対策本部の対応状況につきまして、統括調整部長より説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは、資料1を御覧ください。本日の本部会議の開催趣旨ですが、広島県、山口県及び沖縄県を実施区域とした新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用及び政府の「基本的対処方針」の変更を踏まえた新型コロナウイルス感染症に関する県の対処方針を変更するというものです。

感染症の本県の発生状況については、後ほど健康福祉部から説明がございます。また、次のページから各部の対応状況ですが、追加・変更した部分はアンダーラインを付しております。概ね11月補正予算関連の事業や、消費拡大、観光関連のキャンペーン等の部分が変わっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。私からは以上です。

○坂本危機管理局次長

感染症の状況等につきまして、健康福祉部より説明いたします。

○奈須下健康福祉部長

それでは、資料2に基づきまして、現在の感染の状況について御説明いたします。県内の感染者の状況、本日、1月7日16時30分現在の状況になります。本日の新規陽性者9名を含めまして、これまでに判明した感染者5,928名、現在入院中の方が15名、宿泊療養者5名となっております。

全国的にも感染が急速に拡大している状況にあります。本県におきましても、ここ数日、感染者が増えている状況にあります。注意が必要となっております。以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて、新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針の変更等につきまして、統括調整部より説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは、資料3を御覧ください。県の対処方針の変更です。変更部分について御説明いたします。

まず、現在の状況ですが、国の基本的対処方針に記載されておりますが、国では令和4年1月7日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を同年1月9日から1月31日までとし、重点措置区域を広島県、山口県及び沖縄県とすることを決定し、また、本県においても、感染状況等を示すレベル分類が「レベル1」となるなど、感染症患者の発生が徐々に増加しているとともに、オミクロン株の感染も確認されていることを踏まえ、感染拡大防止に万全を期していく必要があるという状況になっているということです。

以下、基本的な部分について変更はありませんが、5ページ、特別措置法に基づく協力要

請の内容として、1月9日からは、先ほど言いましたようにまん延防止等重点措置を実施すべき区域が定められました。その関係で、「3」として追加しておりますが、まん延防止等重点措置を実施すべき区域との不要不急の往来は控えるようお願いするものです。また、ワクチン・検査パッケージ制度の適用や、対象者全員検査を受けた場合については、この対象からは除外されるということが基本になっているのですが、本県としては、現在の対象地域の感染拡大状況ですとか、オミクロン株の状況等を踏まえて、ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査を適用した移動についても、慎重に検討するようお願いするというものです。

なお、県職員の出張の取扱いについてですが、こちらにつきましては、まん延防止等重点措置を実施すべき区域への出張については、緊急・やむを得ない場合を除き実施しないことといたします。やむを得ず出張する場合につきましては、ワクチン・検査パッケージ等を適用するなど、適切に対応していただきます。

その他の都道府県につきましては、「4」として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域以外であっても、これまで同様、感染状況を踏まえ慎重に判断していただくといったようなことをお願いするものです。県職員の出張についても、その他の都道府県への出張については、同様に適切に対応していただきたいと考えております。対処方針の変更については、以上です。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明等に関しまして、何か御質問等ございますでしょうか。

それでは、本部長から指示事項とメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まず、指示事項です。

青森県内においては、今週に入り、上十三地域での感染の広がりやオミクロン株の確認等があり、県内のレベルも「0」から「1」に上がりましたが、それ以上に、首都圏等で感染拡大が進んでいることから、今後、本県に及ぼす影響に強い危機感を抱いているところです。

こうした中、関係部長から説明があったとおり、本日、政府は、まん延防止等重点措置の実施区域を広島県、山口県及び沖縄県とする公示を行うとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更することといたしました。

したがって、県の業務に関して、まん延防止等重点措置の実施区域への出張は、緊急・やむを得ない場合を除き実施しないようお願いいたします。やむを得ず出張する場合は、ワクチン・検査パッケージ等を適用するなど適切に対応してください。

その他の県外への出張についても、移動先の感染状況等を踏まえ、適切な対応をお願いいたします。

出張以外については、これまで同様、感染リスクが高まらないよう、しっかりと感染防止対策を実施するようお願いいたします。

以上、より一層の緊張感を持ちながら、全庁体制で取り組むよう指示します。

続いて、県民の皆様方にお話しさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、現在、全国各地で新規感染者の数が急増しており、一部の地域では加速度的に感染が拡大するなど、警戒を強めなければならない状況に入りつつあります。政府は、感染の再拡大を防止する必要性等から、本日、まん延防止等重点措置の実施区域を広島県、山口県及び沖縄県とする公示を行うとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更することとしたところです。

県としては、政府の基本的対処方針の変更を踏まえ、県の対処方針を変更するとともに、これに基づく協力要請として、県民の皆様方には、1月9日以降、まん延防止等重点措置の実施区域との不要不急の往来は控えるようお願いいたします。また、ワクチン・検査パッケージ

等を適用した移動についても、感染拡大の状況等を踏まえて慎重に検討していただくようお願いいたします。

それ以外の県外との往来については、現時点で自粛等を求めるものではありませんが、感染状況等を踏まえて慎重に判断するようお願いいたします。

青森県内においても、今週に入り、上十三地域での感染の広がりやオミクロン株の確認等がありました。県内のレベルも「0」から「1」に上がりましたが、それ以上に、首都圏等で感染拡大が進んでいることから、今後、私ども青森県に及ぼす影響に強い危機感を抱いているところです。

私としては、感染拡大を繰り返さないとの強い思いで、引き続き、積極的疫学調査や検査等を適切に実施し、感染拡大につながらないよう全力で対応してまいります。

そこで、いつも私が申し上げていることであり、専門家の方々も言っておりますが、県民の皆様方におかれましても、ワクチン接種を終えた方も含め、お一人お一人が、あらゆる場面で、マスクの適切な着用、人との距離の確保、手洗いや手指消毒、こまめな換気などの基本的な感染防止対策を徹底してくださるようお願いいたします。

明日からの3連休、各地では成人式などのイベントも行われることと承知しておりますが、イベント等の前後においても、混雑を避け、感染リスクが高まる行動は控えていただきたいと思います。また、会食を行う際には、感染防止対策がしっかりと講じられている飲食店等で、食事中以外のマスク着用など各自の対策も徹底してください。

新型コロナウイルス感染症から御自身や大切な御家族を守るために、そしてまた、昨年9月の状況のような感染拡大を繰り返さないために、引き続き、皆様方の慎重な行動と、基本的な感染防止対策の徹底をお願い申し上げます。

何とぞ、県民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の危機対策本部会議を終了いたします。